

新生児領域会員 各位

本会の専門医制度においては特例を設け、以下の条件を満たしている場合は、基本学会の専門医を受験可能となった年の4月1日から研修を開始することを認めております（以下、見込み申請という）。

1. 研修開始時点で本会会員であること
2. 研修開始時の施設が本会の認定施設であること

2020年度の日本小児科学会専門医試験が延期されたことに伴い、既に見込み申請をされている専攻医がいることから、専門医認定委員会において対応を検討いたしました。その結果、下記の対応をとることになりましたので、ご報告申し上げます。

**注：2020年度の日本小児科学会の専門医試験合格後に、2020年4月1日まで遡って研修開始を行う予定だった会員におかれましては、本年度中に研修開始届を登録していただきますようお願い申し上げます。**

・2020年度日本小児科学会専門医試験延期に対する対応について

2021年度の日本小児科学会専門医試験に合格した場合は、見込み申請を承認した年月日からの研修期間を承認する。ただし2021年度の日本小児科学会専門医試験に不合格の場合は、承認を取り消し、再度研修開始の申請を行っていただく

**【例】**2020年4月1日から見込み申請により研修中で、2021年に日本小児科学会の専門医試験を受験

**【合格した場合】**：2020年4月1日からの研修期間を承認する

**【不合格の場合】**：2020年4月1日からの研修期間は取り消しとなり、2021年に新たに研修開始の申請を行う

**【問合せ先】**

日本周産期・新生児医学会

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30

TEL：03-5228-2074 FAX：03-5228-2104

senmoni@jspm.org